

特例措置による変更請負代金額の算定等

1 対象工事等

令和7年3月1日以降に契約を締結した工事及び建設コンサルタント業務委託等のうち、「令和6年3月から適用した公共工事設計労務単価」及び「令和6年度設計業務委託等技術者単価」を適用し、設計額を積算している工事請負及び委託業務の契約

2 変更請負代金額の算定

変更後の請負代金額については、次のとおり算定します。

変更後の請負代金額 = P（新） × K

※この式において、P（新）及びKは、それぞれ次のことを表すものとする。

P（新） = 新労務単価（令和7年3月から適用した公共工事設計労務単価）、
新技術者単価（令和7年度設計業務委託等技術者単価）及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

K = 当初契約時点の落札率